

野田市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和5年3月31日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第 3 号

野田市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(野田市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第 1 条 野田市教育委員会行政組織規則（昭和 5 6 年野田市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表生涯学習部の項中

「										
	生涯学習課	生涯学習振興係	文化財係						を	
	青少年課	青少年係								」
「										
	生涯学習課	生涯学習振興係	文化財係	青					に改め、同表学校教	
		少年係								」

育部の項中「保健給食係」を「保健給食係 教職員係」に改める。

第 6 条の表中

「

野田市視聴覚教材ライブラリー

野田市中央公民館

野田市東部公民館

野田市南部梅郷公民館

野田市北部公民館

野田市川間公民館

野田市福田公民館

を

野田市関宿中央公民館

野田市関宿公民館

野田市二川公民館

野田市木間ヶ瀬公民館

野田市鈴木貫太郎記念館

野田市勤労青少年ホーム

」

「

野田市視聴覚教材ライブラリー  
野田市中央公民館  
野田市東部公民館  
野田市南部梅郷公民館  
野田市北部公民館  
野田市川間公民館  
野田市福田公民館  
野田市関宿中央公民館  
野田市関宿公民館  
野田市二川公民館  
野田市木間ヶ瀬公民館  
野田市鈴木貫太郎記念館  
野田市勤労青少年ホーム  
野田市青少年センター

に改め、同表野田市青少年センタ

」

一の項を削る。

別表第1生涯学習部の項生涯学習課の目中第26号を第31号とし、第25号を第30号とし、第24号を第29号とし、第23号を第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

28 青少年相談員に関する事。

別表第1生涯学習部の項生涯学習課の目中第22号を第26号とし、第21号を第23号とし、同号の次に次の2号を加える。

24 青少年館に関する事。

25 関宿あおぞら広場の管理運営に関する事。

別表第1生涯学習部の項生涯学習課の目中第20号を第22号とし、第16号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の2号を加える。

16 青少年の健全育成対策及び関係機関との連絡調整に関する事。

17 青少年育成団体の育成指導に関する事。

別表第1 生涯学習部の項青少年課の目を削る。

別表第1 学校教育部の項学校教育課の目第14号及び第15号中「学校給食」の次に「及び幼稚園給食」を加え、同目第16号中「の収納」を削る。

別表第4 事務職員に属するものの項中「社会教育主事」を「社会福祉士社会教育主事」に改め、同表技術職員に属するものの項中「栄養士」を「管理栄養士 栄養士」に改める。

(野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)  
第2条 野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和60年野田市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1 青少年課に勤務する職員の項中「青少年課」を「生涯学習課青少年係」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。